

## 大河ドラマ「光る君へ」宇治市・越前市・大津市連携ホームページ制作及び運用業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 実施の目的

令和6年大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機として紫式部ゆかりの地である宇治市、越前市、大津市の3市が連携したホームページを構築し、情報発信することで、3市への相互的な誘客促進及び地域振興を図ることを目的とする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

大河ドラマ「光る君へ」宇治市・越前市・大津市連携ホームページ制作及び運用業務

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 業務期間

契約日から令和7年2月28日まで

#### (4) 契約上限額

3,500,000円(税込み)

注 参考見積書の金額が契約上限金額を超過した場合は失格とする。

### 3. 参加要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 令和5年7月5日から契約締結までの期間において、宇治市、越前市及び大津市のいずれからも指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 市町村税(本店所在地分及び越前市、大津市、宇治市分(支店、営業所等が3市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている

者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 国、地方公共団体又はそれらが参画する組織が実施する観光に関するホームページの構築及び運用業務やそれに類似する業務を受注した実績を有すること。ただし、参加表明書の提出期限までに業務が完了したものに限る。

#### 4. 説明会

説明会は開催しない。本要領及び仕様書をもってこれにかえる。

#### 5. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和5年7月14日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書（様式第6号）により、メールで提出すること。

指定の方法以外で提出された質問に対しては、回答しない場合がある。

<E メールアドレス>

- ・ 宇治市産業観光部観光振興課  
kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp
- ・ 紫式部プロジェクト推進協議会事務局（越前市ブランド戦略課）  
brand@city.echizen.lg.jp
- ・ 大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会事務局（大津市観光振興課）  
otsul604@city.otsu.lg.jp

(3) 回答日 令和5年7月19日（水）

(4) 回答方法 メールでの回答と合わせて、ホームページ上で公表する。

## 6. 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数（3部）

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 業務の実施体制（様式第4号）
- オ 配置予定技術者調書（任意様式）
- カ 登記簿謄（全部事項証明書）
- キ 納税証明書（未納のないことがわかる証明）  
「3. 参加要件（3）」に示す市町村税、消費税及び地方消費税

(2) 書類記載上の注意事項

- ア 参加表明書には、担当者氏名及び連絡先（電話番号、Eメールアドレス）を必ず明記すること。
- イ 業務実績調書には、参加表明書提出期限までに完了したものを記載すること。また、これらの内容のわかる契約書等を添付すること。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和5年7月21日（金）17時00分まで（必着）
- イ 提出場所 紫式部プロジェクト推進協議会（越前市ブランド戦略課内）  
〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13-7  
TEL 0778-22-3016
- ウ 提出方法 持参又は郵送

注 郵送にあたっては、簡易書留又は特定記録郵便等、配達日時及

び配達されたことを証明できる方法によることとする。  
指定の方法以外で提出された場合には、受領しない。

なお、各書類のデータを以下に指定する E メールアドレス（3 カ所）宛にあわせて送付すること。

<E メールアドレス>

- ・ 宇治市産業観光部観光振興課  
kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp
- ・ 紫式部プロジェクト推進協議会事務局（越前市ブランド戦略課）  
brand@city.echizen.lg.jp
- ・ 大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会事務局（大津市観光振興課）  
otsu1604@city.otsu.lg.jp

## 7. 企画提案書等の作成要領

### (1) 企画提案に必要な書類及び提出部類

- ア 企画提案書（様式第 5 号） 原本 1 部
- イ 企画提案（任意様式） 原本 1 部、副本 5 部
- ウ 再委託調書（様式第 7 号）※再委託する場合のみ
- エ 工程表（任意様式）
- オ 参考見積書（任意様式）

### (2) 書類記載上の注意事項

- ア ホームページのデザイン、全体イメージ、構成について、案を示すこと。  
別紙に示したイメージにかかわらず、見積額の範囲において、効果的と思われるページの追加、画面遷移等可能なものを提示すること。
- イ 実施体制については、図を用いるなど工夫を凝らし、わかりやすく表現すること。
- ウ 発注者によるホームページの更新作業イメージについては、具体的に示すこと。
- エ 定期更新、アクセス数の報告について、仕様書に示す回数は最小限のものであり、見積額の範囲において、可能な回数をそれぞれ示すこと。
- オ 情報セキュリティに関する資格等を有する場合には、その旨明記するとともに証する書類の写しを添付すること。
- カ 仕様書に示す内容の実現について、具体的に示すこと。仕様書の内容を超えるもの、より効果的な別の仕様が実現可能な場合は、それらの内容について明記すること。
- キ WEB 広告等については、受注者の責任において調整可能なものを記載すること。  
なお、本契約の予算内での実現が難しい場合にはその旨示すこと。

- ク サーバ等の機器の提供及びセキュリティ状況について示すこと。
- ケ SEO 対策、WEB 広告等については、予算の範囲内で実現可能なものを提案すること。
- コ 作成にあたっては、専門的な知識を持たないものでも理解のできるよう作成すること。

### (3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和5年7月28日(金) 17時00分まで(必着)
- イ 提出場所 紫式部プロジェクト推進協議会(越前市ブランド戦略課内)
- ウ 提出方法 持参又は郵送

注 郵送にあたっては、簡易書留又は特定記録郵便等配達日時及び配達されたことを証明できる方法によることとする。

指定の方法以外で提出され場合には、受領しない。

なお、各書類のデータを以下に指定するEメールアドレス(3カ所)宛にあわせて送付すること。

<Eメールアドレス>

- ・ 宇治市産業観光部観光振興課  
kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp
- ・ 紫式部プロジェクト推進協議会事務局(越前市ブランド戦略課)  
brand@city.echizen.lg.jp
- ・ 大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会事務局(大津市観光振興課)  
otsul604@city.otsu.lg.jp

## 8. ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

ヒアリング及びプレゼンテーションは次の日程、方法により実施する。

実施日 令和5年8月1日(火) 予定

実施方法 オンラインにより実施する。

詳細については、第1次審査の結果とあわせて通知する。

## 9. 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

### (1) 参加要件確認審査

本要領「3. 参加要件」に掲げる各要件を満たしているかを確認し、要件を満たす者を選定する。

結果通知日 令和5年7月25日(火) 予定

(2) 企画提案審査

企画提案書についてのヒアリング等を実施し、(3)に示す審査基準に基づいて提案内容、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容を評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日 令和5年8月1日(火) 予定 オンラインを予定している。

1者当たりの持ち時間は10分とする。その後10分間の質疑応答を実施する。

(3) 審査基準及び配点

別紙、審査基準及び配点表のとおり

(4) 受託候補者の合格基準点

評価基準の総得点が総配点の60%以上でなければ、受託候補者にはなれない。

また、企画提案事業者が1者の場合、総得点が総配点の65%以上でなければ、受託候補者にはなれない。

10. 審査結果の通知

(1) 参加要件確認審査

審査結果を書面により通知する。なお、選定された者のみ、(2) 企画提案審査を実施する旨を通知する。

結果通知日 令和5年7月25日(火) 予定

(2) 企画提案審査

審査結果を書面により通知する。

11. 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴収する。

なお、契約保証金は免除する。また、前払いは行わない。

12. 企画提案書の無効(失格事項)

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 提案者が虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。

### 1 3. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用することはない。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、摘出者の負担とする。
- (6) 参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。  
やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

### 1 4. 日程

公示	令和5年7月 5日 (水)
質問受付締め切り	令和5年7月14日 (金) 17時まで
質問回答	令和5年7月19日 (水)
参加表明書の受付	令和5年7月21日 (金) 17時まで
参加要件確認審査結果通知	令和5年7月25日 (火)
企画提案書等受付締め切り	令和5年7月28日 (金) 17時まで
企画提案審査	令和5年8月 1日 (火)
結果通知	令和5年8月 4日 (金)
契約締結	令和5年8月上旬

提案内容評価基準

評価項目	評価事項	配点
趣旨・目的	・ 目的を十分に理解した企画提案であるか。	10
実施計画	・ 開発から稼働までのスケジュールが具体的な計画であるか。	10
業務実績	・ 過去の実績が豊富であるか。	5
実施体制	・ 組織体制は適切か。 ・ 実績等適切な技術者の配置がなされているか。 ・ 発注者と受注者との役割分担は明確か。	10
ホームページの制作	・ トップページをはじめ、デザインの方向性が的確に示されているか。 ・ 大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機として、3市が紫式部とどのようにゆかりを持っているか、放送期間中に3市でどのような取組が実施されているかわかりやすく伝わるサイト構成や内容になることが期待できるか。	15
システムの構築及び機器	・ システムを通じて目的を達成するための機能や実施方法が具体的に提案されているか。 ・ システムが仕様書に基づき、円滑かつ適正に動作するサーバ等の機器を保有し、提供できる能力があるか。 ・ 機器等の設置場所には、必要な対策が行われているか。	15
セキュリティ要件	・ セキュリティ対策について具体的な提案がなされているか。 ・ プライバシーマークなど、情報セキュリティに係る資格を有しているか。	5
運用保守の要件	・ 運用作業及び保守管理を適切に遂行することができるか。 ・ サポート体制は整っているか。 ・ 障害対応を迅速に行う体制は整っているか。	15
追加提案	・ ホームページの制作にあたって具体的な追加提案があるか ・ アクセス数を増やすための工夫、各市の事業につなげる効果的な工夫が具体的に示されているか。(SEO対策、広告等)	10
価格評価	・ 5点×(最安価格/提案価格) ※小数点以下切捨て	5
		100